

障害者（児）の各種手当のお知らせ

市では、特別児童扶養手当、障害児福祉手当、特別障害者手当の新規の申請を受け付けています。申請には各種手当用の診断書が必要な場合がありますので、事前にお問い合わせください。

また、各種手当の認定を受けている方に対し、所得状況届等を8月上旬に送付します。受付期間内に忘れずに提出してください。

◆所得状況届等の受付期間 8月12日㊥～9月11日㊦

※受付期間後に提出した場合、8月以降の受給が遅れることがあります。

また、各種手当は所得が基準を超えている場合、支給が停止となります。

◆各種手当の内容

手当の名称	障害の程度	年齢要件	その他要件	手当月額
特別児童扶養手当	・身体障害者手帳1～3級程度、または療育手帳㊦～Bの1程度または精神障害者保健福祉手帳1～2級程度の方 ・日常生活において常時の介助、介護を必要とする方	20歳未満	施設入所者は不可	1級 56,800円 2級 37,830円
障害児福祉手当	・身体障害者手帳1～2級、または療育手帳㊦程度の方 ・日常生活において常時の介護を必要とする方			16,100円
特別障害者手当	・重度（1～2級）障害が重複している方 ・療育手帳㊦の1または同程度の重度精神障害の方 ・日常生活において常時特別の介護を必要とする方	20歳以上	施設入所者、3カ月以上の入院中は不可	29,590円

問合せ 障害福祉課（2階） ☎ (20)1666 FAX (20)1610

「ちば障害者等用駐車区画利用証制度」をご存じですか？

県（郵送のみ）および市窓口では、公共施設や商業施設などに設置されている「障害者等用駐車区画」の適正利用を図り、障害のある方などが同区画を利用しやすくなるよう、「ちば障害者等用駐車区画利用証」を交付しています。

申請の際は、障害者手帳などの提示が必要です。

詳しくは、障害福祉課ウェブページをご覧ください。



無期限の利用証

身体障害者、知的障害者、精神障害者、難病患者、介護が必要な高齢者 など



有期限の利用証

妊産婦、けが人などの歩行困難な方 など

問合せ 千葉県健康福祉指導課 ☎043(223)3924 FAX043(222)6294
 障害福祉課（2階） ☎(20)1666 FAX(20)1610
 高齢者支援課（2階） ☎(20)1572 FAX(20)1610
 子育て支援課（8階） ☎(20)1573 FAX(20)1606
 保健センター ☎(25)1725 FAX(25)1865